

三木町広告掲載基準

（目的）

第1条 この基準は、三木町広告掲載要綱（平成 19 年三木町要綱第9号（以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する広告掲載に係る基準について定めるものとする。

（個別の基準）

第2条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザインに係る個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

（規制業種又は事業者）

第3条 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、表示することができない。広告表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により、風俗営業とされる業種又は風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 規制対象となっていない業種にあっても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 占い又は運勢判断に関するもの
- (7) 国又は県等の指名停止措置を受けているもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中の事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (12) その他町資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

（掲載基準）

第4条 次のいずれかに該当する内容の広告は、表示することができない。広告表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス及び許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
- (2) 他の者をひぼう、中傷又は排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉きそんとなるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの

- (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの
- (10) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの
 - エ その他青少年の人体、精神及び教育に有害なもの
- (11) 消費者の利益及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告
 - ア 実際のもの又は他の事業者のものよりも優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示（以下「不当表示」という。合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がない場合は不当表示とみなすこととする。）
 - イ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 射幸心をあおる表示
 - オ 責任の所在が明確でないもの
 - カ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - キ その他消費者を誤認させるおそれのある表示
- (12) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) その他町資産の性質等により表示することが適切でないと認められるもの

（業種ごとの基準）

第5条 広告媒体を主管する課等は、掲載の都度次の各号に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否を検討し判断することとする。医療、老人保健施設、選挙、墓地等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれがあるものについては、関係法令等の所管課に対し、法令に違反している事項がないか直接確認しておくものとする。

(1) 人材募集広告

- ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは認めない。
- イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

ア 安易さや授業料、受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

(3) 学習塾、予備校、専門学校等

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

(4) 外国大学の日本校

ア 日本の学校教育法（昭和 22 法律第 26 号）に定める大学でない旨を明確に表示すること。

(5) 資格講座

ア 資格講座が、国家資格でない場合、その旨を明確に表示すること。

イ 資格講座を受講することによって、国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは、掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(6) 病院、診療所及び助産所

ア 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

イ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

ウ 広告する治療方法について、疾病が完全に治療されている旨その他効果を推測的に述べることはできない。

エ 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは表示できない。

オ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は、自由に用いることができない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。

イ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設の広告は、掲載できないため、業務内容の確認は必ず行うこと。

(8) 薬局、薬店、医療品、医療部外品、化粧品及び医療用品（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 広告内容が、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）等関係法令に違反していないこと。

イ 広告を掲載する事業者が、業務所在地を所管する保健所の担当課で広告内容についての了解を得ること。

(9) 健康食品、健康機能食品及び特別用途食品

ア 広告内容が、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の関係法令に違反していないこと。

イ 広告を掲載する事業者が、業務所在地を所管する保健所の担当課及び公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

(10) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（老人保健施設を除く。）

① 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

② 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名等に限る。

③ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

イ 有料老人ホームのうちア以外のもの

① 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知）」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は、すべて表示すること。

② 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

③ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年度公正取引委員会告示第 3 号）」に抵触しないこと

ウ 有料老人ホーム等の紹介業

① 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名等に限る。

② その他、利用にあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

(11) 墓地等

ア 町長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産業

- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号及び許可免許書番号等を明記すること。
- イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。
- ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。
- エ 契約を急がせる表示は、掲載しない。

(13) 弁護士、税理士、公認会計士等

- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(14) 旅行業

- ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記すること。
- イ 不当表示に注意すること。

(15) 通信販売業

- ア 返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(16) 雑誌、週刊誌等

- ア 適正な品位を保った広告であること。
- イ 見出しや写真等の表現は、青少年保護及び健全育成の観点から適正なものであること及び不快感を与えないものであること。
- ウ 人権、プライバシー等を不当に侵害するような表現がないこと。
- エ その他、公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画、興業等

- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは、掲載しない。
- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは、掲載しない。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は、使用しない。
- オ ショッキングなデザインは、使用しない。
- ウ 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示すること。
- エ その他、青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは、掲載しない。

(18) 古物商、リサイクルショップ等

- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- イ 一般廃棄物処理業に係る市町村の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

(19) 結婚相談所及び交際紹介業

- ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
- イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張をもった組織

- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは、掲載しない。

(21) 募金等

- ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- イ 許可を受けていることを明確に表示すること。

(22) 質屋及びチケット等再販売業

- ア 個々の相場及び金額等の表示はしない。
- イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(23) トランクルーム及び貸し収納業者

- ア トランクルームは、国土交通省の規制に基づく適正業者（国土交通大臣認定マーク付）であること。
- イ 貸し収納業者は、会社名以外にトランクルームの名称は使用しない。また、トランクルームの認定を受けていない旨を明確に表示すること。

(24) ダイヤルサービス

- ア 情報料課金、回収代行サービス（ダイヤルQ2）のほか、その他各種ダイヤルサービスは、内容を確認の上判断する。

(25) ウィークリーマンション等

- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(26) 第3条に定める規制業種に該当する企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

- ア 要綱及びこの基準に定める規制の範囲内でその掲載を認める。

(27) その他

- ア 割引価格の表示をする場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
- イ 比較広告は、主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要。）
- ウ 無料で参加・体験できるもので、費用がかかることがある場合には、その旨

を明示すること。

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

- ① 広告主の法人格を明示し、法人名、所在地及び連絡先を明記すること。
- ② 連絡先については、固定電話とし、携帯電話及びPHSのみは認めない。
- ③ 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。

オ 肖像権及び著作権の無断使用がないか確認すること。

カ 宝石の販売は、虚偽の表現に注意すること。必要に応じて公正取引委員会に確認をすること。

ク アルコール飲料

- ① 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
- ② 飲酒を誘発するような表現の禁止

(ホームページに関する基準)

第6条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

第7条 第3条、第4条及び第5条に定める基準の適用については、広告ごとに具体的に判断するものとし、当該広告の全部又は一部について修正を行うことにより、広告を表示することができると認められる場合は、広告主に修正を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由がなく、修正に応じないときは、当該広告の全部について表示することができないものとする。

附 則

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。